平成２２年（フ）第５１号
兵庫県姫路市林田町林田133番地　福島アパート
債務者　平田　和宏
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６８号
兵庫県高砂市緑丘２丁目12番40号
債務者　谷本　　勲
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１１８号
兵庫県姫路市西八代町13番15号
債務者　奥野　忠臣
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５７号
兵庫県姫路市庄田140番地１
債務者　香月　周子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１７１号
兵庫県姫路市幸町138番地
債務者　竹本　浩樹
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１８５号
兵庫県高砂市時光寺町34番４―203号
債務者　酒井　千愛
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１９９号
兵庫県加古川市加古川町大野233番地の２
債務者　長友　力也
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２０９号
兵庫県神崎郡市川町西川辺695番地の12
債務者　高木千津子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２１２号
兵庫県姫路市飯田３丁目244番地１フレグランス95―102
債務者　今村スミ子こと　呉　　粉順
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２９１号
広島県安芸郡府中町宮の町２丁目15番11―405号
債務者　高橋　隆昭
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９３号
広島市南区青崎１丁目８番９―303号
債務者　諏訪　昌枝
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３２号
佐賀県唐津市佐志南3853番地９
債務者　増田　　孝
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１３３号
佐賀県唐津市佐志南3853番地９
債務者　増田　悦子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第９９号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目31番６号
債務者　福山　一実
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
鹿児島県鹿児島市和田１丁目46番29号ルーミナスＢ―102号
債務者　下﨑由美子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
鹿児島県鹿児島市本城町622番地30
債務者　中間　重成
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
鹿児島県鹿児島市稲荷町18番１号
債務者　尾田原憲子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目19番地３武岡レジデンスＡ号
債務者　五反　貴博
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係